

地域安全学会役員選挙規程

地域安全学会

（総則）

第1条 この規約は地域安全学会（以下本会という）の役員（理事、監事）の選挙に適用する。

（選挙管理委員会）

第2条 この規程による選挙は、本会選挙管理委員会規程に定める「選挙管理委員会」が、これを管理する。

（選挙権、被選挙権）

第3条 投票締切日の前月 1 日から引き続き投票締切日まで正会員（正会員とは、学生会員、賛助会員以外の会員を言う）である者は、当該する役員選挙の選挙権、被選挙権を有する。

（選挙役員の所定数）

第4条 理事会は、会則に基づき、次期役員のうち選挙対象の役員の所定数を確認し、選挙管理委員会に通知する。

（役員選挙の通知）

第5条 選挙管理委員会は、候補者届出開始日とその締切日、投票開始日とその締切日を定め、次期役員の所定数を合わせ、正会員に事前に通知しなければならない。

（候補者）

第6条 役員に立候補する者は、3 名以上の正会員よりなる推薦人の名簿と推薦理由を添えて、選挙管理委員会に届け出ることとする。

第7条 候補者の届出が、指定した期日までに行われない場合、もしくは候補者が所定数に満たない場合は、理事会は速やかに候補者を選定するものとする。

（候補者および有権者名簿）

第8条 選挙管理委員会は、候補者の届出終了後速やかに候補者名簿および有権者名簿を作成する。名簿は、投票開始日時から投票締切日まで本会事務局に備え付け、会員の閲覧に供する。候補者名簿には、候補者氏名、推薦人氏名、候補者の立候補理由または推薦人の推薦理由を記載する。程に定める「選挙管理委員会」が、これを管理する。

（選挙権、被選挙権）

第3条 投票締切日の前月 1 日から引き続き投票締切日まで正会員（正会員とは、学生会員、賛助会員以外の会員を言う）である者は、当該する役員選挙の選挙権、被選挙権を有する。

（選挙役員の所定数）

第4条 理事会は、会則に基づき、次期役員のうち選挙対象の役員の所定数を確認し、選挙管理委員会に通知する。

（役員選挙の通知）

第5条 選挙管理委員会は、候補者届出開始日とその締切日、投票開始日とその締切日を定め、次期役員の所定数を合わせ、正会員に事前に通知しなければならない。

（候補者）

第6条 役員に立候補する者は、3名以上の正会員よりなる推薦人の名簿と推薦理由を添えて、選挙管理委員会に届け出ることとする。

第7条 候補者の届出が、指定した期日までに行われなかった場合、もしくは候補者が所定数に満たない場合は、理事会は速やかに候補者を選定するものとする。

（候補者および有権者名簿）

第8条 選挙管理委員会は、候補者の届出終了後速やかに候補者名簿および有権者名簿を作成する。名簿は、投票開始日時から投票締切日まで本会事務局に備え付け、会員の閲覧に供する。候補者名簿には、候補者氏名、推薦人氏名、候補者の立候補理由または推薦人の推薦理由を記載する。

（投票および開票）

第9条 選挙は、候補者名簿に記載された候補者に対する無記名投票によって行い、第4条に定められた所定数までの連記とする。

第10条 投票用紙と郵送用封筒は、選挙管理委員会が正会員に郵送する。投票は、所定の投票用紙を所定の封筒に入れ、指定された投票先に、別に定める日時までに郵送により行う。この時、所定の封筒には有権者の氏名を自署する。

第11条 選挙管理委員会は、投票終了後速やかに開票を行う。

第12条 候補者が所定数に満たない又は同数の場合には、候補者全員を無投票当選とする。

（有効および無効票の判定）

第13条 以下の投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙および封筒を用いないもの。
- (2) 郵送用の封筒に、有権者の氏名が記載されていないもの。
- (3) 郵送用の封筒に、複数枚の投票用紙が封入されているもの。
- (4) 規定の数を超えて候補者名を記載したもの。

（当選者の決定）

第14条 有効投票数の多い者から、順次所定数に充つるまで当選者とする。

2 有効投票数が同数の場合は、年齢の若い候補者から順次当選者とする。

（選挙結果の通知）

第15条 選挙管理委員会は、開票終了後速やかに会員に選挙結果を通知する。

（その他）

第16条 役員選挙に関し本規程に定めがないことについて問題が生じた場合には、会長が専決し処理に当たる。なお、会長は直近の理事会において専決処理事項を報告し、承認を得るものとする。

付則

- 1 この規程は、2005年5月13日から施行する。
- 2 この規程の改廃は総会の議を経なければならない。

2005年5月13日 制定（総会承認）

2006年5月20日 改訂（総会承認）